

川口市浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、本業務に係る実績及び豊富な知識・経験等のノウハウを活用することにより市内浄配水場の安全、円滑かつ効率的な運転管理が期待できる委託業者を選定するためのプロポーザル方式に必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 委託名 浄配水場運転管理等業務委託
- (2) 履行場所 川口市内 8 浄配水場、取水井、加圧ポンプ場、末端圧力監視装置及び公園
- (3) 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日の間は業務引継ぎ期間とし、現行受託者と協力し対象施設、施設の運転監視及び維持管理等に係る業務全般の引継ぎを円滑に行うこと。

なお、引継ぎに要する経費は現行受託者から業務を引き継ぐ事業者が負担する。

(4) 業務内容

1) 運転監視業務

- ① 浄配水場等施設の各種機器の運転制御
- ② 浄配水場等施設の監視及び記録
- ③ 高度機械警備設備による監視
- ④ その他業務上必要な諸作業

2) 設備点検業務

- ① 浄配水場等施設の設備機器の点検及び保守
- ② 浄配水場施設の調整及び整備
- ③ 工事、修繕、委託等に伴う事前準備、復旧作業及び運転確認
- ④ その他業務上必要な諸作業

3) 日常点検業務

- ① 神根浄水場巡回点検
- ② 新郷浄水場巡回点検
- ③ 横曽根浄水場巡回点検
- ④ 鳩ヶ谷浄水場巡回点検
- ⑤ 石神配水場巡回点検
- ⑥ 芝園配水場巡回点検
- ⑦ 南平配水場巡回点検
- ⑧ 上青木浄水場巡回点検

4) 施設管理業務

- ① 特記仕様書に定められた専門企業への再委託とその管理監督

5) 水質検査業務

- ① 浄配水場の運転管理上で必要な水質検査（色度、濁度、臭気、残塩等）
- ② 管末給水栓における毎日水質検査

(5) 委託料の上限額 (3ヵ年継続契約)

439,416,000円(消費税及び地方消費税を含まない)

(6) 発注者

川口市 川口市水道事業管理者 橋口 純一

《担当》 川口市水道局 浄水課 浄水場係

埼玉県川口市青木5-13-1(川口市水道局4階)

電話:048-258-4132(内線251)

メールアドレス:190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

3 プロポーザル実施のスケジュール

項 目	日 程
告示及び水道局ホームページにて公表 実施要領の公表	8月3日(金)
参加申込に関する質問の受付	8月13日(月)17時まで
参加申込に関する質問に対する回答	8月17日(金)
参加申込書の提出	8月20日(月)から 8月27日(月)17時まで
参加資格審査の結果通知	9月6日(木)
現地説明会及び見学会	9月13日(木)
業務実施提案書等作成に関する質問の受付	9月13日(木)から 9月20日(木)17時まで
業務実施提案書等作成に関する質問に対する回答	9月28日(金)
業務実施提案書等の提出	10月25日(木)17時まで
個別ヒアリング(概要説明及び質疑応答)の実施通知	10月29日(月)
個別ヒアリング(概要説明及び質疑応答)の実施日	11月7日(水)
決定通知書、非選定通知書の送付	11月30日(金)
非選定理由の説明要求	12月7日(金)17時まで
非選定理由の説明	12月14日(金)
委託契約締結	12月20日(木)(予定)

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

4 参加資格要件

次の各項目に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 平成29・30年度川口市物品入札(見積)参加資格者名簿で、「保守点検業務-上下水施設」及び「施設運転管理業務-浄配水施設維持管理運転」の両業種に登録があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当しないこと。
- (3) 公告日から参加申込書の提出期限において、市長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税及び消費税・地方消費税に滞納が無いこと。
- (6) 平成20年4月1日以降に、日配水量50,000m³以上であり急速ろ過方式を有する事業体（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの）での運転管理業務（3年以上継続）の受託実績があること。
- (7) 配置予定の総括責任者が、日配水量50,000m³以上であり急速ろ過方式を有する事業体での運転管理業務等の経験を5年以上有していること。
- (8) 次の要件を満たす者の配置が可能であること。なお、同等以上の資格を可とする。
 - ① 水道技術管理者又は水道施設管理技士2級（浄水）
 - ② 第3種電気主任技術者
 - ③ 公害防止主任者（大気関係・2人以上）
 - ④ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
 - ⑤ 危険物取扱者（乙種第4類・5人以上）
- (9) 単独企業であること。

5 参加申込方法

プロポーザル方式に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、プロポーザル実施要領の記載内容については、参加申込書の提出をもって承諾したものとみなす。

※各様式は川口市水道局ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 **【様式1-1号】** 1部
- ② 会社概要 **【様式1-2号】** 1部
※会社パンフレット等があれば添付すること。
- ③ 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1部
- ④ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3の3） 原本各1部
- ⑤ 浄配水場運転管理等業務受託実績 **【様式1-3号】** 1部
- ⑥ ⑤の業務受託実績を証する契約書等の写し 各1部
- ⑦ 参加申込時点で配置予定している総括責任者の経歴書 **【様式1-4号】** 1部
- ⑧ 配置予定している資格者の資格証の写し及びその者の常時雇用証明の写し 各1部

※上記③、④は、申込日の前月1日以降に発行されたものに限る。

(2) 提出の期限と方法

ア 提出期限

平成30年8月27日（月）17時まで

※受付時間は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時まで

イ 提出方法

持参すること

(3) 提出先

川口市水道局4階 浄水課（埼玉県川口市青木5-13-1）

6 参加申込に関する質問及び回答

(1) 質問の期間と方法

ア 質問期間

平成30年8月1日（水）から平成30年8月13日（金）17時まで

イ 質問方法

参加申込に関する質問【様式1-5号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「参加申込に関する質問」とすること。

ウ 提出先

川口市水道局浄水課あて（メールアドレス：190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp）

(2) 回答の期限と方法

ア 回答期限

平成30年8月17日（金）

イ 回答方法

質問者名を伏せたうえ質問及び回答内容を一覧表にまとめ、川口市水道局ホームページ上で公表する。

※参加申込に直接関係がないと思われる質問、単なる意見表明等及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

7 参加資格の審査及び結果通知

(1) 参加資格の審査

参加資格については、「川口市浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が参加申込書及び関係書類をもとに審査を行う。

(2) 審査結果の通知

平成30年9月6日（木）付で各参加申込者あてに審査結果を郵送により通知する。
参加資格の要件を満たしている者を対象に次のとおり行う（8～15）

8 現地説明会及び見学会

参加者は1事業者あたり3人までとする。

(1) 現地説明会

日時 平成30年9月13日（木）9時30分～

場所 川口市水道局 中会議室

(2) 見学会

現地説明会終了後、概ね2時間を予定する。

9 業務実施提案書及び業務委託見積書（以下「提案書等」という。）の提出

参加資格者は次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 業務実施提案書 **【様式2-1号】** 正1部、副8部（副は複写可とする）
- ② 業務委託見積書 **【様式2-4号】** 正1部、副8部（副は複写可とする）
- ③ 貸借対照表（直近2期分）、損益計算書（直近2期分） 各1部

(2) 提出の期限と方法

ア 提出期限

平成30年10月25日（木）17時まで

※受付時間は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時まで

- イ 提出方法
- 持参すること

(3) 提出先

川口市水道局 4階 浄水課 (埼玉県川口市青木 5-13-1)

10 提案書等の作成要領

(1) 業務実施提案書の作成要領

- ① 書式は指定の様式を使用し、指定がない場合は任意様式とする。
- ② サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ片面1ページとし、文字のフォントは11ポイント以上とする。
- ③ 業務実施提案書を補足する資料は、必要最低限の添付を認めるが評価の対象としない。
- ④ 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。

(2) 業務委託見積書の作成要領

- ① 参加資格者が提示する業務委託見積書は、【様式2-4号】に記載し提出すること。
- ② 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。

(3) 著作権

提案書等の著作権は、参加資格者に帰属する。ただし、本プロポーザル手続及び事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、記録及び保存をする。

(4) 提案書等の失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- 3) 一つの事業者が複数の提案を行った場合
- 4) 同一事項に対し、2通り以上の提案がされた場合
- 5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 6) 著しく信義に反する行為があった場合

11 提案書等作成に関する質問及び回答

(1) 質問の期間と方法

ア 質問期間

平成30年9月13日(木)から平成30年9月20日(木)17時まで

イ 質問方法

提案書等作成に関する質問書【様式2-5号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「提案書等作成に関する質問」とすること。

ウ 提出先

川口市水道局浄水課あて (メールアドレス：190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp)

(2) 回答の期限と方法

ア 回答期限

平成30年9月28日(金)

イ 回答方法

質問者名を伏せたうえ質問及び回答内容を一覧表にまとめ、川口市水道局ホームページ上で公表する。

※提案書等と直接関係がない質問、単なる意見表明等及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

1.2 個別ヒアリング

審査会は提案書等について個別ヒアリングを実施する。

(1) 内容

参加資格者による提案書等の概要説明 (20分)

質疑応答 (10分)

(2) 日時と場所

日時 平成30年11月7日(水) 13時30分～

場所 川口市水道局 中会議室

※プレゼンテーション実施時間の通知については個別に郵送する。

1.3 提案書等の選定

(1) 審査の方法

審査会は、参加資格者の提案書等及び個別ヒアリング(概要説明及び質疑応答)の結果に基づき審査を行い、最も評価の高い提案書等を選定する。

(2) 審査事項

評価事項、評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価事項	評価項目	配点
経営状況について	直近2期分の自己資本比率・流動比率	5点
業務遂行について	①類似水道施設の業務受託実績	15点
	②配置予定者及び社員の有資格者	
施設管理運営について	①業務実施体制	20点
	②配置予定の各責任者の経歴	
業務の取組方針について	①運転管理業務の取組方針	35点
	②保守管理業務の取組方針	
	③安全衛生管理と社員教育研修の取組方針	
危機管理について	①危機管理に対する考え方及び体制	15点
	②災害時等における協力・支援体制	
業務委託見積書	提案見積価格	10点

合計 100点

(3) 審査結果の通知

審査会の審査結果を受け、契約予定者を決定し書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

ア 通知方法

決定通知書または非選定通知書を郵送する。

※契約予定者については、川口市水道局ホームページ上で公表する。

イ 発送予定日

平成30年11月30日(金)

(4) 非選定理由の説明

非選定者は非選定理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

ア 要求期限

平成30年12月7日（金）17時まで

イ 要求方法

電子メールに添付し提出する。

ウ 提出先

川口市水道局浄水課あて（メールアドレス：190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp）

エ 回答期限

平成30年12月14日（金）

1.4 委託契約の締結

契約予定者と随意契約する。

契約は、浄配水場運転管理等業務委託に係る「仕様書」、「特記仕様書」、「別添仕様書」及び「契約細目」に基づき締結する。

なお、契約予定者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、評価得点の高い次点者から協議のうえ随意契約する。

1.5 その他

- (1) プロポーザルに伴う参加申込書・提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 本要領に定めるものの他、必要な事項については水道事業管理者が別に定める。

提案書等作成に関する留意点

次の事項を踏まえて、業務実施提案書及び業務委託見積書を作成すること。

1 業務実施提案書作成に関する留意点

(1) 直近 2 期分の自己資本率・流動比率

2 期分の自己資本率 (%) 及び流動比率 (%) を明記し、経営状況について 1 ページ以内で記載すること。

(2) 業務遂行について

1) 類似水道施設の業務受託実績

類似する水道施設の業務受託実績について、【様式 2 - 2 号】に記載すること。

2) 配置予定の有資格者数

配置予定従事者及び社内の有資格者数について、【様式 2 - 3 号】に記載すること。

(3) 施設管理運営について

1) 業務実施体制

配置予定の従事者の実務経験、業務実施体制、勤務体制、人員及び責任者の配置計画等について、1 ページ以内で記載すること。

2) 配置予定の全責任者の経歴

配置予定の全責任者の資格及び実務経験について、1 ページ以内で記載すること。

(4) 業務の取組方針について

1) 運転管理業務の取組方針

委託内容及び対象施設の特性等を踏まえた水道施設の運転管理の考え方、方法、留意点等について、2 ページ以内で記載すること。

2) 保守管理業務の取組方針

対象施設の特性等を踏まえた保守管理の考え方、保守管理方法等について、2 ページ以内で記載すること。

3) 安全衛生管理と社員教育研修の取組

本業務に従事する職員の安全衛生管理の方針及び具体的な方法並びに社員教育研修に対する考え方及び体制について、1 ページ以内で記載すること。

(5) 危機管理について

1) 危機管理に対する考え方及び体制

停電、地震等の災害時や設備故障、水質異常、漏水事故等、水道の危機管理に対する方針、考え方、体制等について、1 ページ以内で記載すること。

2) 災害時等における協力・支援体制

災害時の協力・支援体制の整備状況や実績について、1 ページ以内で記載すること。

2 業務委託見積書作成に関する留意点

(1) 見積価格は仕様書、特記仕様書、別添仕様書等及び作成する業務実施提案書に基づき算出すること。

(2) 見積限度額

本業務の委託料の上限額は、次のとおりである。

439,416,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

（平成31年度） 146,472,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

（平成32年度） 146,472,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

（平成33年度） 146,472,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

(3) 委託料

①委託料の支払いは、年12回、計36回とする。

②委託料には、履行開始前の準備に伴う費用、業務引継ぎに伴う費用負担、その他関連費用を含むものとする。なお、上青木浄水場内の駐車スペース及び中央操作室倉庫などの行政財産使用料は含まれない。

(4) 契約金額

契約金額の決定にあたっては、契約予定者との協議により合意した金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。